

印西斎場監視カメラ設備更新工事

特記仕様書

1. 工事名 印西斎場監視カメラ設備更新工事
2. 履行場所 千葉県印西市平岡1538番地 印西斎場
3. 履行期間 契約締結日の翌日から令和5年3月31日まで
4. 工事概要 印西斎場に設置している監視カメラが経年劣化による画像の乱れ等が発生していることから、各設置場所における既存機器の取外し、結線・取付け等を行い、新しい機器に更新する。
- なお、既設の同軸ケーブルは更新せずそのまま流用することとし、事務室にある主装置から炉監視室にある遠隔表示装置までの通信ケーブルは新設とする。
- また、更新に伴い発生する旧機器については、法令に遵守し適正に処分することとし、設置後については、カメラ・レコーダー・モニター等が正常に作動するよう総合調整を行うこと。

カメラ台数／13台

- | | |
|---------------------------|----|
| ・屋内ドーム型ネットワークカメラ | 7台 |
| ・屋内ドーム型ネットワークカメラ (PTZタイプ) | 1台 |
| ・屋外ドーム型ネットワークカメラ | 3台 |
| ・屋外ドーム型ネットワークカメラ (PTZタイプ) | 1台 |
| ・屋外ハウジング一体型ネットワークカメラ | 1台 |

主装置／一式

遠隔表示装置／一式

主装置から遠隔表示装置までの通信ケーブル新設

5. 一般事項

- (1) 工事の詳細については、本設計図面、仕様書による他、上記各施工基準に準拠し、監督職員指示の下に誠実に施工すること。
- (2) メーカーの施工手順を逸脱しないこと。
- (3) 記載漏れ等に起因する問題点及び質疑については、監督職員と協議すること。

6. 総括的事項

- (1) 印西斎場の業務運営に支障を来すことのないように実施すること。
- (2) 作業は、原則休場日（友引の日）の午前8時30分から午後5時までに行うこととし、上記の時間以外の作業については、担当者と協議の上、実施の可否を決めることとする。
- (3) 塵埃が飛散しないように可能な限り養生を行い、飛散した塵埃の掃除を行うこと。
- (4) 施設の特特殊性に配慮し、作業中の態度、言動に十分注意すること。
- (5) 館内は禁煙であるため、屋外の所定の場所で喫煙すること。
- (6) 工事関係の車両は、指定の場所に駐車すること。
- (7) 事故防止のため、奨励、禁止及び注意事項を考慮した作業（手順）計画書を作成し、励行すること。
- (8) 機器の納品書及び試験（検査）成績書を提出すること。
- (9) 産業廃棄物は、関係法令に従って適切に処理し、産業廃棄物管理表等の関係書類を提出すること。
- (10) 工事の実施にあたって必要な光熱水費は、発注者の負担とする。但しその使用は必要最小限とし節減に努めること。
- (11) 本工事の仕様書、設計書及び図面等に記載されていない施工上の疑義等については、担当者と協議の上、施工すること。

7. 工程等

- (1) 工事の日程は、原則休場日（友引の日）の午前8時30分から午後5時までに行うこととし、上記の時間以外の作業については、担当者と協議の上、実施の可否を決めることとする。
- (2) 機器類等の搬入時は、担当者の検査を受け、承認を得ること。
※記録写真を撮ること。
- (3) 更新する機器類等は、メーカーが指定するもの又は同質同等以上とすること。
- (4) 工事に関する報告・連絡を綿密に行い、工事日報を提出すること。
- (5) 機器の設置後、正常に動作することを確認し、調整等を行うこと。
- (6) 工事完了後、担当者の完成検査を受けること。

8. 提出書類

遅延なく書面をもって委託者へ報告すること。

- (1) 作業（手順）計画書
- (2) 作業従事者の名簿

- (3) 工事日報（作業時間、作業人数、作業内容等）
- (4) 納入機器の納品書（記録写真）
- (5) 工事（記録）写真
- (6) 産業廃棄物管理票等の関係書類
- (7) その他発注者の指示によるもの

9. 工事費の支払

請求書受理後、40日以内に支払う。

10. 瑕疵等

工事完了後、瑕疵期間中に本工事に関連する機器に不具合等が発生し、調整等が必要となった場合は、請負者の責任において、必要に応じて早急に対応し、報告書を提出すること。